

平成 29 年 7 月 20 日
都 市 局
まちづくり推進課

阪急電鉄株式会社の民間都市再生事業計画を認定 ～神戸阪急ビル東館建替及び西館リニューアル計画～

国土交通省は平成 29 年 7 月 20 日、都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 6 月 21 日付けで阪急電鉄株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画（神戸阪急ビル東館建替及び西館リニューアル計画）について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました。

本事業計画では、老朽化した神戸阪急ビルの建替え及びリニューアルにより神戸のランドマークを再生するとともに、三宮周辺地区の業務・宿泊・商業の各機能の強化を図ります。あわせて、阪急神戸三宮駅の再整備に伴い、乗換利便性の向上や快適な公共空間の創出を行うことで、当該地区の活性化や都市再生への貢献を図ります。なお、事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・ 事業者 阪急電鉄株式会社
- ・ 事業の名称 神戸阪急ビル東館建替及び西館リニューアル計画
- ・ 事業施行期間 平成 29 年 7 月 3 日～平成 33 年 5 月 30 日（予定）
- ・ 事業区域 兵庫県神戸市中央区北長狭通一丁目 1 番 1 の一部 他

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（金融支援等）、租税特別措置法・地方税法に基づく税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：高^{たかくわ}葉、元吉、田中

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542, 32-533, 32-544)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 29 年 7 月 20 日
2. 申請事業者の名称 阪急電鉄株式会社
3. 都市再生事業の名称 神戸阪急ビル東館建替及び西館リニューアル計画

4. 都市再生事業の目的

本事業では、老朽化した神戸阪急ビルの建替及びリニューアルを行い、神戸の玄関口である三宮周辺地区にふさわしい業務機能・宿泊機能・商業機能の強化を図ると共に、シンボリックな建物として親しまれてきた神戸のランドマークを再生することで、国際的な競争力の強化を図る。

さらに、阪急神戸三宮駅の再整備に伴い、神戸市営地下鉄との乗り換え利便性の向上や快適な公共空間の創出を行うことで、三宮周辺地区の活性化や都市の再生への貢献を図る。

5. 事業施行期間 平成 29 年 7 月 3 日～
平成 33 年 5 月 30 日（予定）



6. 事業区域

- (1) 位置 兵庫県神戸市中央区北長狭通一丁目1番1の一部 他
- (2) 面積 10,609.90 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物 番号	階数	建築面積	延べ床面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上 29 階 塔屋 3 階 塔屋 2 階	6,369.61 m ²	35,287.64 m ² (33,840.90 m ²)	7,106.44 m ²	476.20%	89.63%
2	地上 1 階 地下 1 階	17.02 m ²	24.62 m ² (24.62 m ²)	40.18 m ²	61.27%	42.35%
合計	—	6,386.63 m ²	35,312.26 m ² (33,865.52 m ²)	7,146.62 m ²	—	—

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・構造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・設備 換気設備、給排水設備、消火設備、排煙設備、電気設備、避雷設備、非常用照明設備、昇降機設備
- ・用途 事務所、ホテル、物販店舗、飲食店舗、駅舎

(3) 公共施設の種類・規模等

道路（公道）：936.14 m² 道路（事業者管理）：738.61 m²

8. 事業経緯

平成 29 年 7 月 3 日 工事開始

平成 33 年 5 月 30 日 開業予定

■ 事業スケジュール

平成 29 年度				平成 30 年				平成 31 年度				平成 32 年度				平成 33 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計、実施設計、建築確認等																			
着工																開業予定			

■ 外観イメージ（東館）



■ 周辺状況



■ 概要図（東館）

